

目

次

	頁
第 22 号議案 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	118
第 23 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	119
第 24 号議案 埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例	120
第 25 号議案 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	122
第 26 号議案 埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	127
第 27 号議案 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	128
第 28 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	129
第 29 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	130
第 30 号議案 埼玉県公告式条例の一部を改正する条例	131
第 31 号議案 埼玉県屋内総合プール条例	132
第 32 号議案 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	141
第 33 号議案 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例	142
第 34 号議案 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	143
第 35 号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	145
第 36 号議案 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例	147
第 37 号議案 本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	148
第 38 号議案 埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例	149

第 39 号議案	埼玉県県産木材利用促進条例	150
第 40 号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	155
第 41 号議案	埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例	156
第 42 号議案	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	157
第 43 号議案	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	158
第 44 号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	159
第 45 号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	160
第 46 号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	161
第 47 号議案	埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例	162
第 48 号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	164
第 49 号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	165
第 50 号議案	訴えの提起について	166
第 51 号議案	訴えの提起について	168
第 52 号議案	和解することについて	170
第 53 号議案	損害賠償の額を定めることについて	172
第 54 号議案	包括外部監査契約の締結について	174
第 55 号議案	特定事業契約の変更契約の締結について	175
第 56 号議案	指定管理者の指定について（埼玉県防災学習センター）	177

第 57 号議案	地方独立行政法人埼玉県立病院機構第 2 期中期計画の認可について……………	178
第 58 号議案	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について……………	202
第 59 号議案	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について……………	206
第 60 号議案	国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の事業費の償還に要する経費の関係市町の負担額について……………	208
第 61 号議案	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について……………	210
第 62 号議案	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について……………	228
第 63 号議案	埼玉県文化芸術振興計画の策定について……………	229
第 64 号議案	埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について……………	230

第二十二号議案

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五億円」を「八億円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

議会の議決に付すべき契約に係る予定価格の金額を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千二百五十三人」を「七千二百七十六人」に改め、同項第九号中「百三十三人」を「百三十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

児童虐待防止対策の強化、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進等に対処するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例

埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ、状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「「同条第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。
- 2 改正後の第十五条第三項及び第四項（これらの規定を改正後の第二十二条第三項及び第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

行政手続法の一部改正を踏まえ、公示の方法による聴聞等の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置をとることによって行うこととし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

第二条第二号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第五号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第八号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第九号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第十一号中「作成し」を「作成し、」に改める。

第三条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「ところにより、」の下に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条

第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「にかかわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第九条において同じ。）の利用その他の」を加え、「県の執行機関等が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができ。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第四条第一項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、

「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加える。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第七条を次のように改める。

（適用除外）

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づくもの 同表の下欄に掲げるこの条例の規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第三条及び第四条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第五条及び前条の規定

第八条第一項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、同条第二項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「確保するよう努めなければ」を「確保するために必要な措置を講じなければ」に改め、同条第三項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「少なくとも毎年度一回、県の機関等が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の下に「県の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の下に「随時」を加え、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第九条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものに

については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

2 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第八項を削り、第九項を第八項とする。

第十一条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

一 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）別表第一百四項第二号事務の欄

二 埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年埼玉県条例第九号）第二条第一号ロ及び同条第九号ただし書

三 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第四十八号）第三条のうち知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第二十三項第二号事務の欄及び第一百四項第二号事務の欄の改正規定

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

行政手続等の利便性を向上するため、登記事項証明書等の添付書面等を省略できることとする等したいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号を次のように改める。

一 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第一条第一項の規定により經由される死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「に関する事務であつて次に掲げるもの」を「の被貸与決定者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同表第十号とし、同表中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第三監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事

大 野 元 裕

提 案 理 由

住民基本台帳法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の項を削り、同表の二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、「外国人生活保護関係情報」を「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表の一の項とし、同表中三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項を四の項とする。

別表第三中五の項及び六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十四条の二 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十六条（見出しを含む。）中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十六条の二第二項中「人事委員会規則」を「委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

令和七年十月十六日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する職員の休暇制度を新設する等したので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

二十二 危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして委員会規則で定めるもの

第二十二條第二項に次の一号を加える。

二十二 前項第二十二号の作業 作業に従事した日一日につき千六百四十円を超えない範囲内において、当該作業の区分に応じて委員会規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和七年十一月十三日から適用する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

令和八年一月八日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改正したいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

埼玉県公告式条例の一部を改正する条例

埼玉県公告式条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その末尾に」を削り、「署名」の下に「（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条に規定する措置を含む。）を」を加える。

第四条第一項中「記入して、当該職印を押した」を「記入した」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

地方自治法等の一部改正を踏まえ、条例等の公布における知事の署名について電子署名により行うことができること等としたいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

埼玉県屋内総合プール条例

（設置）

第一条 水泳競技の競技力の向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、埼玉県屋内総合プール（以下「屋内総合プール」という。）を川口市大字道合三百九十番地に設置する。

（業務）

第二条 屋内総合プールは、次に掲げる業務を行う。

- 一 メインプール、サブプール、飛込プール、ドライランド、選手招集所、来賓・大会役員室、競技本部、競技役員控室、コーチ室、談話室、会議室及び報道関係者室並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- 二 競技会の開催その他の水泳競技の競技力の向上に関すること。
- 三 水泳教室の開催その他の水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進に関すること。
- 四 その他屋内総合プールの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休館日）

第三条 屋内総合プールの休館日は、次のとおりとする。

- 一 毎月の第一月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）

二 第一月曜日が休日である場合の当該第一月曜日の翌日（当該第一月曜日に休日が引き続き続くときは、当該最後の休日の翌日）

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第四条 施設等を利用することができる時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

（利用の許可）

第五条 施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

- 一 屋内総合プールの管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他屋内総合プールの設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第六条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項及び知事の指示）

第七条 知事は、屋内総合プールの利用者の遵守事項を定め、及び屋内総合プールの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第八条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は屋内総合プールの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第六条の規定に違反したとき。

三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当し、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第九条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第十条 屋内総合プールの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に屋内総合プールの施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これらを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入りの禁止等）

第十一条 知事は、屋内総合プール内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、屋内総合プールからの退去を命ずることができる。

（使用料）

第十二条 利用権利者は、別表に定める金額の使用料を納期限までに納付しなければならぬ。

（使用料の減免）

第十三条 知事は、利用権利者が、施設等を公用又は公共の用に供するため利用するときその他知事が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第十四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- 一 屋内総合プールの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

（職員）

第十五条 屋内総合プールに、館長その他必要な職員を置く。

（指定管理者による管理等）

第十六条 知事は、屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、屋内総合プールの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 屋内総合プールの施設（設備及び物品を含む。第十九条第一項第二号及び第二十一条において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

3 指定管理者が指定管理業務を行う場合については、前条の規定は、適用しない。（指定管理者の指定の手続）

第十七条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとする

るものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な屋内総合プールの利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うことができること。

三 屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の公表等）

第十八条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第十九条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うこと。

二 屋内総合プールの施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、屋内総合プールの管理の適正を期するため必要

な事項

（指定の取消し等）

第二十条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 第十七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十八条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第二十一条 指定管理者は、屋内総合プールの施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった屋内総合プールの施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第二十二条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に施設等の利用に係る料金（次項、次条第一項及び同条第四項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める金額に百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納付等）

第二十三条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第十二条の規定は、適用しない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

4 第十三条及び第十四条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第十四条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（委任）

第二十四条 この条例に定めるもののほか、屋内総合プールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は同日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 第十六条第一項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項及び附則第四項において「施行日」という。）前においても、第十七条から第二十条及び第二十二条第二項の規定の例により行うことができる。

3 第五条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例によりその申請を行うことができる。

4 第十六条第一項の規定により指定管理者が指定管理業務を行っている場合において、前項の規定により施行日前に知事に対して施設等の利用の許可の申請がされているときは、当該申請は、施行日以後は、指定管理者に対してされた申請とみなす。

別表（第十二条、第二十二条関係）

一 プールを占用で利用する場合

施設の名称	区分	単位	金額（円）
	一レーン	二時間	三、九〇〇

施設の名称	単位	金額（円）
-------	----	-------

ニ プールを占用以外で利用する場合

として利用するときは、サブプールの項の規定を準用する。

ニ メインプールを可動壁により分割して、その一方を二十五メートルプール

C	B	A
入場料を徴収するとき。	入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツのために利用するとき。	入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収しない場合で、アマチュアスポーツのために利用するとき。

一 区分の欄におけるA、B及びCとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

備考

飛込プール			サブプール						メインプール				
C	B	A	C		B		A		C		B		A
全面	全面	全面	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面
二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間
一六五、〇〇〇	七三、〇〇〇	一九、〇〇〇	二八六、〇〇〇	二八、六〇〇	一〇四、〇〇〇	一〇、四〇〇	三一、〇〇〇	三、一〇〇	三五一、〇〇〇	三五、一〇〇	一三一、〇〇〇	一三、一〇〇	三九、〇〇〇

メインプール、サブプール、飛込プール		二時間	
		一般	
		高校生以下	
			六〇〇 三五〇

備考

一 利用時間が二時間を超える場合の金額は、この表に定める金額に二時間を超える一時間ごとに当該金額の二分の一に相当する額を加えた額とする。この場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として金額を算定する。

二 高校生以下とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

三 小学校就学前の者については、無料とする。

四 回数券の金額（同一人が一回につき二時間を単位として十一回利用しようとするときの金額をいう。）は、この表の金額の十倍に相当する金額とする。

三 附属施設を利用する場合

施設の名称	単位	金額（円）
ドライランド	一時間	四、〇〇〇
選手招集所	一時間	二、五〇〇
来賓・大会役員室	一時間	二、〇〇〇
競技本部	一時間	二、〇〇〇
競技役員控室一	一時間	一、〇〇〇
競技役員控室二	一時間	五〇〇
競技役員控室三	一時間	一、〇〇〇
コーチ室	一時間	五〇〇
談話室	一時間	五〇〇
会議室	一時間	五〇〇
報道関係者室	一時間	五〇〇

四 附属設備を利用する場合

知事が別に定める額

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

水泳競技の競技力の向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、新たに埼玉県屋内総合プールを設置したいので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ハ中	「浄水	五十一項目につき
	原水	四十項目につき
二十四万二千二百円	を「浄水	五十二項目につき
二万八百円	」	四十項目につき
	原水	五十一項目につき
万二千八百七十円		に改める。
八万四千四百七十円		

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

水質基準に関する省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額の改定等をしたので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年埼玉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十一条第三項から第五項まで」を「、第十一条第三項から第五項まで及び第十一条の二第三項から第五項まで」に改める。

第十六条を第十九条とし、第十五条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十六条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な行為は、改正後の第十六条から第十九条までの規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公的医療機関」の下に「等」を、「特定診療科等」の下に「若しくは準特定診療科」を加える。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「公的医療機関等」とは、公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。）又は独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関をいう。

第二条第三項中「（診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。）」及び「（診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「特定医療機関」とは、特定地域の公的医療機関等又は医師の確保が必要な医療機関として知事が定めるものをいう。

第二条に次の二項を加える。

5 この条例において「準特定診療科」とは、県内の病院の外科又は県内の医療機関の総合診療を担う診療科をいう。

6 この条例において「特定期間」とは、第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間をいう。

第三条第一項第一号二及び第二号ハ並びに第六条第二号中「公的医療機関又は特定診療科等」を「公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、その者が次条各号のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八条第一号を次のように改める。

一 特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しているとき。

第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「後期研修（埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）第二条第五項の後期研修をいう。）」を「専門研修（臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で知事が認めるものをいう。次条第一号及び第三号において同

じ。）」に改め、「（第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「において臨床研修」を「（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項の知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次条第二号及び第三号において同じ。）において臨床研修（同項の臨床研修をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の病院に医師として勤務しているとき（前号に該当する場合を除く。）。

第九条を次のように改める。

（返還等の債務の当然免除）

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一 特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあつては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。

二 特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間（この期間が二年を超えるとときは、二年とする。次号において同じ。）とを合計した期間が特定期間に達したとき。

三 準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間（専門研修を受講した期間を除く。）が二年に達したとき。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を一層円滑にするため、奨学金の返還免除の要件等を改めたいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号ホ(2)中「第二号イ(一)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第二号イ(1)(一)に改め、同号ホ(3)中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二号イ(1)において同じ。）」を加え、同号ホ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、ハ(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びにニ(7)の基準を適用しない。

別表第二号イを次のように改める。

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

- (2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 施設（全自動調理機を含む。(二)及び(六)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(二) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

- (三) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常

が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(四) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(五) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(六) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

別表第四号中「付された営業」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業許可に係る施設の基準を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊谷市	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡
埼玉県川越家畜保健衛生所	川越市	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡

附 則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県中央家畜保健衛生所を廃止するとともに、埼玉県熊谷家畜保健衛生所及び埼玉県川越家畜保健衛生所の管轄区域を変更したいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

本多静六博士奨学資金貸与条例（昭和二十八年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「修業年限が二年以上の専門課程」を「専修学校にあつては、専門課程でその修業年限が二年以上であるもの又は専攻科」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

本多静六博士奨学資金の奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を加えたいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例

埼玉県森林整備担い手基金条例（平成五年埼玉県条例第十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県森林整備担い手基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十九号議案

埼玉県県産木材利用促進条例

埼玉県の森林は、首都圏の水源地として豊かな水を供給するほか、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、私たちの生活に欠かすことのできない大切な役割を果たしている。

また、環境への負荷が少ない資源である木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するものである。

令和七年五月に本県で第七十五回全国植樹祭が開催され、多くの恵みをもたらす森林を将来に受け継いでいくため、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の重要性を全国に発信した。

ここに、私たちは、この「活樹」の理念の下、水の源に感謝し、県産木材の積極的な利用と森林資源の循環利用を進め、本県の豊かな森林を未来へつないでいくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内の森林から生産された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給その他の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 四 森林所有者 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 五 林業事業者 森林施業（伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。第十二条第二号において同じ。）を行う者をいう。

六 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

七 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 森林の伐採、利用、造林及び保育を繰り返すことによる森林資源の循環利用により、豊かな森林が継承され、森林の有する多面的機能の持続的な発揮が図られること。

二 森林資源の有効な活用が地域の経済の活性化に資することに鑑み、県産木材の経済的価値を最大化させることにより、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が図られること。

三 県民が、森林についての理解を深めるとともに、県産木材の利用に対する意識を高め、県産木材を積極的に利用することにより、県民の豊かな暮らしの実現が図られること。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者との連携協力を図るものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（林業事業者の役割）

第七条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給、人材の育成その他の林業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第八条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、県産

木材を利用した製品の安定的な供給及び品質の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第九条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、木造建築の技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第十条 県民は、基本理念にのっとり、県産木材の利用の意義について理解を深め、県産木材を利用した製品の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県産木材の利用の促進に関する指針の策定及び公表）

第十一条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する指針（以下この条において「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 県産木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 県産木材の利用の目標

三 県産木材の供給体制の整備に関する基本的事項

四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十一条第二項各号に規定する事項

五 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（県産木材の安定的な供給の確保等）

第十二条 県は、県産木材の安定的な供給の確保及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。

二 県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。

三 県産木材の加工及び供給の体制の整備に関すること。

（県産木材の利用の促進）

第十三条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 建築物その他の工作物及びこれらに係る工事における県産木材の利用に関すること。

二 県産木材の産地及び炭素貯蔵量の認証に関すること。

三 県産木材の用途及び販路の拡大に関すること。

（県の建築物等における県産木材の利用）

第十四条 県は、県産木材の利用の促進に資するため、その整備する建築物その他の工作物及びこれらに係る工事において、自ら率先して県産木材の利用に努めるものとする。

（人材の確保及び育成）

第十五条 県は、林業及び木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産木材を利用した建築物の設計等を行う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

（市町村への支援）

第十六条 県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（普及啓発）

第十七条 県は、県産木材の利用に対する県民の理解を深めるため、木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保、広報、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第十八条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者が相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

（実施状況の公表）

第十九条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（財政上の措置）

第二十条 県は、県産木材の利用の促進のための施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

県産木材の利用の促進に関し、基本理念等を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与したいので、この案を提出するものである。

第四十号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第一百七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に、「の特例の」を「又は各部分の高さに関する特例の」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション等の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の額を定めるとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第四十一号議案

埼玉県営住宅基金条例を廃止する条例

埼玉県営住宅基金条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（埼玉県営住宅事業特別会計条例の一部改正）

2 埼玉県営住宅事業特別会計条例（昭和三十九年埼玉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、県営住宅基金から生ずる収入」及び「、県営住宅基金積立金」を削る。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県営住宅基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第四十二号議案

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「又は一部について勤務しないことをいう。」の下に「、子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十三号議案

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「又は一部について勤務しないことをいう。」の下に「、子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十四号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例
埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百三十三人」を「七百三十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

教員等による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十五号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

学校種別	職員種別	
	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	その他の職員
県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	七、七八四 人	一、三〇五 人
県立及び市町村立の特別支援学校	五、〇三五 人	五一五 人
県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	九、九一四 人	五二三 人
市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	一七、五九二 人	九九〇 人

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、七八四人」とあるのは「七、八四七人」と、「九、九一四人」とあるのは「一〇、〇一八人」とする。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十六号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十六条の二 子育て部分休暇は、学校職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十八条（見出しを含む。）中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事

大 野 元 裕

提 案 理 由

令和七年十月十六日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度を新設したいので、この案を提出するものである。

第四十七号議案

埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例

（設置）

第一条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等教育改革推進基金を設置したいので、この案を提出するものである。

第四十八号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」及び「。以下同じ」を削り、「法第三条」を
「同法第三条」に改める。

第二条を次のように改める。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第二条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、
この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号)の規定の
例による。

第二条の二から第二十一条までを削る。

第二十二条中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同条を第三条とす
る。

第二十三条中「教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則」に改め、同条を第
四条とする。

附則第一条の二から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。
別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範
囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとしたいので、この案を提
出するものである。

第四十九号議案

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百九十三人」を「二百九十七人」に、「六百九十一人」を「七百一人」に、「七千三十二人」を「七千百三十七人」に、「三千六百八十三人」を「三千七百三十九人」に改める。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職員の定数の特例）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

4 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、警察官以外の職員の定数は、第二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号で定める職員の定数に二人を加えた定数とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

警察事務の増大等に伴い、警察官の階級別の定数を改定する等したいので、この案を提出するものである。

第50号議案

訴えの提起について

次のとおり県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関し訴えを提起し、又は和解することについて議決を求める。

1 相手方

住 宅 名	住 所	氏 名
県営春日部内牧住宅 304号室	春日部市内牧3119番地1 春日部内牧住宅1－304	高嶋 エリザベス バルブ エナ
県営新座本多第二住宅 2号棟 306号室	新座市本多1丁目16番2－306号	不 破 大 介
県営鶴ヶ島藤の台住宅 1号棟 403号室	鶴ヶ島市大字藤金135番地1 県営鶴ヶ島藤の台団地1－403号	更 澤 要

2 事件名 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、いずれも県営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、県の再三にわたる滞納家賃の支払の催告にもかかわらず、これを支払わないので、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求するものである。

4 事件に関する取扱い

- (1) 訴訟において上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- (2) 上記の者から滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起し、又は和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、この案を提出するものである。

第 5 1 号議案

訴えの提起について

次のとおり県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

1 相手方

住 宅 名	住 所	氏 名
県営毛呂山上宿住宅 1 0 1 号室	毛呂山町大字毛呂本郷 2 5 4 番地 2 県営毛呂山上宿団地 1 - 1 0 1 号	隅 田 崇 弘

2 事件名 県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅を不法に占有し、県からの明渡し要求にもかかわらず、これに応じないので、県営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を請求するものである。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。

第52号議案

和解することについて

次のとおり和解することについて議決を求める。

1 相手方 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社（旧商号 東京電力株式会社）

代表執行役社長 小早川 智 明

2 事件名 原子力損害賠償紛争解決センター令和4年（東）第403号事件及び令和5年（東）第492号事件

3 事件の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた損害について、県から相手方を被申立人として、令和4年3月30日及び令和5年3月29日に原子力損害賠償紛争解決センターに当該損害（平成24年度から平成29年度までに知事部局及び教育局に生じたもののうち、相手方から賠償を受けていないものに限る。）に係る紛争の和解を仲介する申立てをしていたものである。

4 和解条項

(1) 県と相手方は、本件に関し、次の表に掲げる損害項目（同表に掲げる期間に生じたものに限る。）について和解することとし、それ以外のものについては本和解の効力が及ばないことを相互に確認し、相手方は、県に対し、和解金として金53,423,160円を支払う。

損 害 項 目	損 害 が 生 じ た 期 間	和 解 金 の 額
測 定 経 費	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	9,000,000円
機 器 購 入 費	同上	100,000円
除 染 経 費	同上	36,000,000円

損 害 項 目	損 害 が 生 じ た 期 間	和 解 金 の 額
旅費・交通費	平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで	１，０２３，１６０円
人 件 費	平成２４年４月１日から平成３０年３月３１日まで	６，８００，０００円
そ の 他 損 害	平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで	５００，０００円
合 計		５３，４２３，１６０円

(2) 県と相手方は、(1)の表に掲げる損害項目（同表に掲げる期間に生じたものに限る。）について次の事項を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、県が相手方に対して別途損害賠償を請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、県は相手方に対して別途請求しない。

(3) 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

令和８年２月１９日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

原子力損害賠償紛争解決センター令和４年（東）第４０３号事件及び令和５年（東）第４９２号事件に関し、同センターから和解案の提示があり、和解したいので、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、この案を提出するものである。

第53号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり営造物の設置管理に係る損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

1 相手方 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役 金子 禎 則

東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

N T T 東日本株式会社

代表取締役 澁 谷 直 樹

2 事故の概要

令和7年1月28日午前10時頃、八潮市中央1丁目4番地先県道松戸草加線交差点において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると考えられる道路の陥没が起き、相手方東京電力パワーグリッド株式会社の配電設備及び通信設備並びに相手方N T T 東日本株式会社の通信設備を破損させたものである。

3 損害賠償額 47,568,910円

上記金額の内訳

(1) 東京電力パワーグリッド株式会社に係る額 7,723,713円

(2) N T T 東日本株式会社に係る額 39,845,197円

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

営造物の設置管理に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号、地方公営企業法第40条第2項及び埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例第8条の規定により、この案を提出するものである。

第54号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結することについて議決を求める。

- 1 契 約 の 目 的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 始 期 令和8年4月1日
- 3 契 約 の 金 額 20,000,000円を上限とする額
- 4 契 約 の 相 手 方 住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町3丁目13番16号
氏名 井 上 正 之
資格 公認会計士

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第252条の36第1項の規定により、この案を提出するものである。

第 5 5 号議案

特定事業契約の変更契約の締結について

次のとおり特定事業契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 契 約 に 係 る 事 業 埼玉県屋内 5 0 m 水泳場整備運営事業
- 2 取 得 す る 施 設
 - (1) 所 在 地 川口市大字道合及び大字神戸地内
 - (2) 内 容 屋内 5 0 m 水泳場
- 3 契 約 の 期 間 令和 6 年 3 月 2 7 日から令和 2 4 年 3 月 3 1 日まで
- 4 変 更 契 約 金 額 2 4 , 2 5 2 , 1 3 8 , 3 2 3 円
- 5 今回変更による増額 3 , 2 0 7 , 0 0 2 , 1 7 2 円
- 6 契 約 の 相 手 方 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 7 5 番地 1
さきたまプール P F I サービス株式会社
代表取締役 河 村 展 之

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県屋内 50 m 水泳場整備運営事業の特定事業契約の変更契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、この案を提出するものである。

第56号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------------------|------------------------|
| 1 | 公 の 施 設 の 名 称 | 埼玉県防災学習センター |
| 2 | 指定管理者として指定するもの | 丹青社・サイオー共同事業体 |
| | 代表者 | |
| | | 東京都港区港南1丁目2番70号 |
| | | 株式会社丹青社 |
| | | 代表取締役 小林 統 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県防災学習センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

第 5 7 号議案

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第 2 期中期計画の認可について

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第 2 期中期計画を別紙のとおり認可することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

地方独立行政法人法第 2 6 条第 1 項の規定による地方独立行政法人埼玉県立病院機構第 2 期中期計画を認可したいので、同法第 8 3 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第2期中期計画

前文

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、令和3年度の設立以降、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センター（以下「県立病院」という。）が一体となり、県の医療政策として必要とされる高度専門・政策医療（以下「高度専門医療等」という。）を提供するとともに、地域との連携により県内の医療水準の向上に貢献し、県民の健康の確保及び増進に寄与するという責務を果たしてきた。

人口減少・超少子高齢化の進行や地域医療を担う医療従事者の不足、医療DXの進展に加え、国内外の経済情勢に起因する人件費及び物価の上昇等、病院機構を取り巻く環境は大きく変化している。また、新たな感染症の発生リスクも依然として存在し、社会が求める医療の在り方も多様化している。県立病院が連携して、これまでの実績と経験を生かし、こうした変化に柔軟に対応することで、経営基盤の強化と医療の質の向上に取り組む、より効率的で安定的な病院運営を目指し、県民の信頼と期待に応える医療を継続的に提供していく。

このような観点から、埼玉県知事が指示する第2期中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

第1 中期計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 県立病院の役割に応じた医療の提供

(1) 高度専門・政策医療の持続的提供

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

循環器・呼吸器系疾患の専門病院として高度専門医療等を提供し、専門領域の救急医療等の充実に努める。また、県北地域の高齢者の増

加に対応した医療機能の充実に努める。

消防本部との連携を強化し、脳卒中及び心筋梗塞をはじめとする緊急性の高い救急患者に24時間365日対応する体制を整備し、救急隊からの患者受入れ要請に応える。

全ての診療科において、患者の病態に合わせ、低侵襲かつ安全で質の高い医療を提供する。

第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症への医療に対応する。

地域の関係機関と連携し、緩和ケア医療に取り組むとともに、高齢者救急医療を推進するため、救急患者の受入れ、在宅復帰等の機能を包括的に行う体制を整備する。

【目標値】救急車の受入率

病院名	令和6年度実績	令和12年度目標
循環器・呼吸器病センター	77.8%	80.0%

イ 埼玉県立がんセンター

がん医療の中核的な病院として、がんに関する高度専門医療等を提供する。

がんゲノム医療拠点病院として、先進的ながん医療である患者一人一人にあった最適な治療法を探すがんゲノム医療を連携病院と協力しながら積極的に推進する。

がん化学療法においては、先進的な治療法を適切に提供する体制を強化するほか、国内トップクラスのベッド数を有する通院治療センターを積極的に活用して、増加する治療ニーズに対応する。

がん以外の正常細胞の被曝^{ばく}を最小限に抑え、腫瘍のみに放射線を集中する外部放射線照射に加え、県内でも限られた施設でしか行えない、放射性同位元素が腫瘍に選択的に集まる薬剤を体内に投与して内部から放射線照射を行う核医学治療を提供する。

外科的治療においては、手術時の傷口が小さく術後の回復も早いロボット支援下手術等の患者への負担が少ない低侵襲医療を積極的に提

供する。

高齢化による心血管疾患や糖尿病等を伴うがん患者の増加に対応するため、併存疾患及び合併症に対応できる総合内科診療の体制強化を図る。

【目標値】 エキスパートパネル症例検討数

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
がんセンター	1 9 8 件	4 2 0 件

ウ 埼玉県立小児医療センター

小児専門病院として、地域医療機関で対応が困難な小児疾患に関する高度専門医療等を提供する。

総合周産期母子医療センターとしてさいたま赤十字病院と連携した周産期医療の充実を図るとともに、小児救命救急センターとして小児の第三次救急医療を提供する。

小児がん拠点病院として、がんゲノム医療や遺伝子治療を実施し、地域全体の小児・A Y A 世代のがん医療及び支援に取り組む。

小児生体肝移植をさいたま赤十字病院と連携して行うとともに、移植医療支援室型拠点施設として高度で先進的な小児移植医療を提供する。

小児期発症の病気を抱えたまま成人年齢に達した患者が年齢に見合った包括的な医療を受けられるよう、移行期医療支援センターの仕組みを活用した取組を推進する。

長期入院中の小・中学生の就学機会の確保及び高校生の学習支援を図るため、併設の特別支援学校と連携する。

患者及び家族の手術等の治療に伴う心理的負担の軽減を図り、医療の質を向上させるため、子供の成長と発達に応じた療養環境の更なる充実に取り組む。

【目標値】 超低出生体重児入院数

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
小児医療センター	4 9 人	5 0 人

エ 埼玉県立精神医療センター

埼玉県精神科救急医療体制の常時対応施設として、自傷他害のおそれのある精神障害者等の急性期の患者に対して救急医療を提供する。

依存症治療拠点機関・専門医療機関として、依存症に係る高度専門医療等を提供する。

県内唯一の特別支援学校が併設された児童思春期精神科専門病棟を有する医療機関として、児童思春期精神疾患に係る高度専門医療等を提供する。

医療観察法に基づく指定医療機関として、対象者に係る高度専門医療等を提供する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実を図るため、精神科診療所等の要請に応じて患者の病状悪化時等の受入れを行い重症化を回避するとともに、治療後スムーズに地域への移行が実施できるよう相談支援事業所や依存症リハビリ施設等の関係機関との連携体制を確立する。

【目標値】依存症プログラムの年間参加延べ人数

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
精神医療センター	7, 5 2 2 人	7, 6 5 0 人

(2) 地域医療への支援と貢献

地域医療への支援と貢献を行うため、病病連携・病診連携・病薬連携の強化を図り、地域医療機関との連携及び機能分担を推進し、患者の紹介率・逆紹介率の向上に努める。

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

地域医療支援病院として、地域の医療従事者を対象とした公開研修を積極的に実施するなど地域における医療水準の向上に努める。

県北を中心とした医師不足地域に医師等を派遣し、地域の医療機関への支援を行う。

イ 埼玉県立がんセンター

都道府県がん診療連携拠点病院として、地域の医療機関と連携し、教育研修等の技術的支援やがん患者とその家族に対する相談支援を実施するほか、地域の公的機関・教育機関と連携し、県民に対するがん教育を行う。

治療が困難なため対応できる医療機関に限られるサルコーマ（肉腫）、原発不明がんのほか、均てん化されていない希少がん等について、全県からの受入れを行う。

ウ 埼玉県立小児医療センター

早期の発見が重要とされる先天性代謝異常等について、県内新生児を対象とした検査を実施し、保健予防に取り組む。

予防接種においては、基礎疾患や合併症等により地域での実施が困難な子供のみならず、海外渡航をする子供に対しても実施し、疾病予防に取り組む。

地域で活動している小児保健関係者に対する情報提供や相談対応を行う。

児童虐待に係る関係機関からの相談に応じ、医学的知見を関係機関と共有するとともに、相互支援ネットワークの構築に努める。

県内の療育機関等と連携し、発達支援のための教育や情報提供を行う。また、発達や行動特性等の養育の悩みを有する家族に対する教育活動に取り組む。

地域医療支援病院として、地域の拠点病院へ医師を派遣し、医療水準の向上と医療体制の整備に貢献する。

県と連携した教育・研修体制の充実により、将来の小児医療を担う人材を育成し、地域医療へ貢献する。

特定行為研修指定研修機関として、地域の医療機関の看護師育成に貢献する。

エ 埼玉県立精神医療センター

保健所への医学的助言等の技術協力や普及啓発、教育研修、調査研究等を埼玉県立精神保健福祉センターと協働して企画、実施するなど

引き続き一体的な運営を行い、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的な技術センターとして機能を最大限に発揮する。

【目標値】紹介率

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
循環器・呼吸器病センター	8 8 . 8 %	8 7 . 0 %
がんセンター	9 8 . 7 %	9 8 . 0 %
小児医療センター	9 8 . 4 %	9 8 . 0 %
精神医療センター	6 1 . 0 %	6 1 . 0 %

【目標値】逆紹介率

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
循環器・呼吸器病センター	1 1 1 . 0 %	1 0 0 . 0 %
がんセンター	6 6 . 0 %	6 4 . 0 %
小児医療センター	5 9 . 8 %	5 5 . 0 %
精神医療センター	5 7 . 9 %	6 1 . 5 %

2 患者の視点に立った医療の提供

(1) 医療サービスの充実

患者の基本的な権利を尊重するとともに、患者及び家族が医療内容を適切に理解し、安心して治療を選択して受けることができるように各種の取組を推進する。

患者が快適に過ごせるよう、療養環境の更なる向上に努める。また、患者満足度調査を実施し、結果を公表するとともに、改善策を講じる。

患者及び家族の立場に立ったサービスを提供するため、職員の接遇能力向上を図るための取組を行う。

外来診療の受付から会計までの待ち時間短縮や、予約から初診・検査・手術までの待機日数短縮に向けた取組を進めるとともに、患者の受診機会を増やすため、平日以外にも診療日を設ける。

県北地域において、関係機関と連携しながら、より身近で安心できる医療環境の構築を推進する。

【目標値】入院患者満足度

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
循環器・呼吸器病センター	9 0 . 2 %	9 1 . 5 %
がんセンター	8 8 . 1 %	9 1 . 5 %
小児医療センター	9 4 . 1 %	9 1 . 5 %
精神医療センター	8 6 . 1 %	8 0 . 0 %

【目標値】外来患者満足度

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
循環器・呼吸器病センター	7 3 . 1 %	8 5 . 0 %
がんセンター	8 4 . 6 %	8 5 . 0 %
小児医療センター	8 7 . 4 %	8 5 . 0 %
精神医療センター	8 4 . 3 %	8 5 . 0 %

(2) 相談機能の充実

患者及び家族が安心して治療を受けられるよう患者サポートセンターや入退院支援センターにおいて、入院前から積極的な支援を行うとともに、退院後の療養と生活を見据え、治療や生活上の問題、就労支援等の多様な相談を実施する。

特に、がんセンターについては、認定がん相談支援センターとして、多職種によるがんに関する疑問や不安、悩み等についての患者相談を

実施し、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援やAYA世代のがん患者に対する適切な治療及び支援を実施する。また、小児医療センターについては、小児・AYA世代のがん患者に対する教育、就労、妊^{よう}孕性温存等の相談を実施する。

(3) 医療の標準化と最適な医療の提供

入院患者の不安を軽減し、入院から退院までの標準的なスケジュールや治療内容をあらかじめ定めたクリニカルパスを適切に運用して、より効率的で質の高い医療を提供する。

【目標値】クリニカルパス適用率

病院名	令和6年度実績	令和12年度目標
循環器・呼吸器病センター	31.9%	35.0%
がんセンター	51.7%	54.0%
小児医療センター	43.9%	46.0%
精神医療センター	41.5%	41.5%

(4) 医療DXの活用による患者等の利便性向上

マイナンバーカードを使ったオンラインでの資格確認、患者自身が服薬履歴や検査結果等をデジタルで管理できるパーソナルヘルスレコード、診療後の会計待ち時間をなくするための後払いシステム及び電子処方箋等、医療DXの活用により患者及び家族の利便性向上を図る。

3 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

医療法（昭和23年法律第205号）及び病院機構の医療安全に関する対応指針に基づき、各病院に医療安全管理委員会等を設置し、院内の医療安全管理の体制を確保し、推進することで医療安全文化の醸成を図る。

医療事故を防止するため、ヒヤリ・ハット事例をデータとして活用し、インシデント・アクシデントの積極的な報告を推奨することで再発

防止策を講じるなど、医療安全対策を徹底する。

医療事故発生時には、医療安全に関する対応指針に基づき院内医療事故調査委員会を設置し、事故原因の究明と再発防止を図る。

【目標値】 インシデント・アクシデント報告件数に占めるレベル0の割合

病院名	令和6年度実績	令和12年度目標
循環器・呼吸器病センター	25.3%	40.0%
がんセンター	34.3%	40.0%
小児医療センター	49.7%	40.0%
精神医療センター	38.2%	40.0%

(2) 感染症管理体制の充実と院内感染対策の徹底

医療法に基づき、感染症管理体制の充実を図るとともに、院内感染の発生及び拡大の防止のため、感染源や感染経路等に応じた適切な予防策を実施するなど院内感染対策を徹底する。

(3) 診療情報等の積極的な発信

患者及び家族が県立病院を安心して選択できるよう、各病院がホームページやSNS等で治療内容や実績等の情報を積極的に発信する。

県民を対象とした公開講座等を開催し、疾患の診断、治療法や最新の医療技術等の医療に関する知識の普及や啓発を行う。

(4) 個人情報の適切な管理とセキュリティ対策の推進

患者の診療情報等を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令等を遵守し、カルテ等の患者の個人情報を適切に管理する。

国の定める医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等に基づき、サイバー攻撃等に備えたセキュリティ対策のほか、職員への情報セキュリティ研修を実施し、適切な情報管理を徹底する。

4 県の医療水準の向上

治験や臨床試験を安全かつ効率的に実施できる体制を整え、治験症例の登録数を増やし、新薬や新規治療法の開発に貢献する。

研究部門においては、基盤的かつ先端的な研究及び臨床に直結する最先端の専門研究を進めるとともに、将来のがん研究に携わる未来の科学者の育成に取り組む。

大学院等の専門的な研究や教育機関との連携により、職員の研究派遣等を推奨するとともに、地域の医療従事者を対象とした県立病院の専門性に応じた研修を積極的に実施することで、県の医療水準の向上に努める。

5 災害対策の推進と災害発生時の支援

職員が災害時に的確な対応ができるようBCP（事業継続計画）に基づく災害対応訓練を定期的に行うなど、災害時における病院機能の維持と医療救護活動拠点の役割を果たすための体制構築を進める。

埼玉県立小児医療センターについては、災害拠点病院及び埼玉DMAT指定病院として、大規模災害発生時には重篤な小児救急患者の受入れや災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う。また、災害時に新生児等の搬送のコーディネート機能を担う災害時小児周産期リエゾンを養成する。

埼玉県立精神医療センターについては、災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊登録機関として災害時等において埼玉DPAT先遣隊の派遣を行う。

6 県の保健医療行政への協力

埼玉県5か年計画や埼玉県地域保健医療計画等を踏まえ、県が推進する保健医療行政に積極的に協力するとともに、県が行うモデル事業等の先駆的な取組への協力を努める。

新興・再興感染症対策では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく医療措置協定の締結医療機関として流行初期の段階から入院対応を行うとともに、平時から関係機関との連携強化を図り、県立病院の機能、特性及び専門人

材を生かした取組を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 人口減少・超少子高齢化への対応

人口減少・超少子高齢化に伴う医療ニーズの変化に機動的に対応し、病院の機能及び役割の見直しや規模の適正化を図り、県立病院に求められる医療を提供する。

医師や看護師等の医療従事者の業務を効率化するため、A Iによる診療文書等の作成支援やR P Aによる作業の自動化等、医療D Xを活用する。

地域医療機関と相互に連携を図り、高度専門医療等を担う医療機関としての役割を果たし、地域における医療機能の向上に努める。

2 業務運営の改善及び効率化

(1) 効率的な業務運営

本計画に掲げる目標の着実な達成に向けて、病院の部門ごとの診療実績や経営改善に関する重要業績評価指標（K P I）を病院長が把握し、主体的に改善活動を行う。また、理事会や経営戦略会議で業務の進捗状況を共有し、経営課題を協議するなど、業務運営に関するガバナンスを強化する。

地域完結型の医療体制を推進するため、地域医療機関との役割分担を明確にし、運営体制の効率化を図る。

県立病院の人的資源を効率的に活用し、人件費の適正化に努めるとともに、病院の相互支援体制を強化し、業務量に柔軟に対応した職員配置や組織の見直しを行う。

(2) 収入の確保と費用の抑制

診療行為の確実な収益化を図るため、適正なレセプト作成に努めることで請求漏れを防止し、診療報酬の改定に速やかに対応し、県立病院の機能に応じた施設基準の届出により、新たな診療報酬の獲得に取り組む。

地域の医療機関との前方連携及び後方連携を進めるほか、診療日の拡大に取り組み、新規外来患者の受入れの強化と入院患者の増加を図るとともに、病床の効率的な運用に取り組む。

患者自己負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促等の債権管理のほか、回収業務の専門家への委託等も活用し、早期の回収に努める。

診療材料の購入では、共同購入対象品目の拡大やベンチマークシステムを活用した価格交渉、物流管理システムによる適正な在庫管理を行い、診療材料費の縮減に取り組む。

医薬品の購入では、県立病院での一括調達を進めるほか、有効性や安全性に留意しながら先発・後発医薬品を適切に使い分け、薬品費の縮減に取り組む。

委託契約に当たっては、契約内容の精査や見直し等により競争性を確保するとともに、複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、経費節減に取り組む。

【目標値】新規外来患者数

病院名	令和6年度実績	令和12年度目標
循環器・呼吸器病センター	4,650人	5,400人
がんセンター	8,046人	8,300人
小児医療センター	14,174人	14,300人
精神医療センター	1,223人	1,850人

【目標値】病床利用率

病院名	令和6年度実績	令和12年度目標
循環器・呼吸器病センター	64.2%	76.0%

がんセンター	72.4%	73.9%
小児医療センター	85.1%	83.5%
精神医療センター	82.1%	85.1%

【目標値】後発医薬品の割合（数量ベース）

病院名	令和6年度実績	令和12年度目標
循環器・呼吸器病センター	94.7%	92.0%
がんセンター	92.4%	92.0%
小児医療センター	79.8%	80.0%
精神医療センター	83.3%	80.0%

3 人材の確保と資質の向上

(1) 医療人材の確保

優れた人材の確保に向けて、大学等の教育養成機関との連携を強化する。

専門性に応じた処遇を可能とする人事給与制度をもとに、専門資格を有する医療人材を着実に確保し、人材の定着を進める。

県立病院の特色を生かした研修プログラムの充実を図り、未来の人材確保につながる研修医や実習生を積極的に受け入れる。

事務職員の計画的な採用や人事異動と専門研修の受講支援等により、診療報酬や病院経営に関する専門性を向上させる。

ホームページやSNS等で県立病院の特長や魅力を発信するなど効果的な広報活動を展開し、適時適切な職員募集を行う。

(2) 資質の向上

教育及び研修体制の充実により、高度専門医療等を担う資質を有する医療人材を育成する。

特定行為研修を修了した看護師や認定看護師等、各職種の専門性向上に寄与する資格等の取得推奨と支援体制の充実を図るとともに、県立

病院での活用のほか地域の医療水準の向上にも貢献できるよう支援する。

多職種によるチーム医療を推進するため、職員が意欲を持って能力を発揮できる組織風土を醸成するとともに、業務改善に関する提案制度を整備し、現場主導の組織改善に取り組むことで組織の活性化に努める。

各病院の経営情報を職員に分かりやすく周知し、経営参画意識の向上を図ることで、主体的な業務改善に対する意欲を高める。

質の高い医療を提供するため、労働関係法令の遵守やハラスメント相談の適切な実施等、職員が安心して働ける環境を整備するとともに、職員やりがい度調査を実施することで職員の意見を的確に把握し、職員のモチベーションと就労環境の向上に努める。また、働き方改革を推進し、医師事務作業補助者や看護補助作業員へのタスクシフト・タスクシェアを進めるとともに、A I や R P A を積極的に活用するなど業務の効率化に取り組む。

【目標値】職員やりがい度

病院名	令和 6 年度実績	令和 1 2 年度目標
循環器・呼吸器病センター	—	6 6 . 0 点
がんセンター	—	6 6 . 0 点
小児医療センター	—	6 6 . 0 点
精神医療センター	—	6 6 . 0 点

第 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

病院機構は、県立病院として求められる公的使命を確実に果たすため、県から適切な運営費負担金を受け入れ、経営指標を活用した経営状況の分析等を行い、財務内容の改善及び効率化を着実に進め、安定した財務運営を確保する。

施設整備や医療機器への設備投資については、県民の医療ニーズ、利用者の利便性向上、老朽化の度合い、医療技術の進展等を踏まえ、費用対効果を考慮して計画的に行う。

内容	予定額	財源
施設及び医療機器の整備	19,600百万円	埼玉県長期借入金

【目標値】経常収支比率、修正医業収支比率

区分	令和6年度実績	令和12年度目標
経常収支比率	94.9%	100.0%
修正医業収支比率	75.8%	82.4%

【目標値】材料費対医業収益比率

病院名	令和6年度実績	令和12年度目標
循環器・呼吸器病センター	39.0%	39.0%
がんセンター	43.2%	43.0%
小児医療センター	29.9%	31.0%
精神医療センター	7.7%	7.5%

1 予算（令和8年度～令和12年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	353,932
医業収益	275,828
運営費負担金収益	67,163

	その他営業収益	1 0, 9 4 1
	営業外収益	3, 0 8 7
	運営費負担金収益	1, 4 5 7
	その他営業外収益	1, 6 3 0
	臨時利益	0
	資本収入	4 2, 9 8 6
	長期借入金	2 7, 3 9 1
	運営費負担金収入	1 5, 2 9 5
	その他資本収入	3 0 0
	その他の収入	0
	計	4 0 0, 0 0 5
支出		
	営業費用	3 5 6, 6 4 7
	医業費用	3 5 2, 5 8 3
	給与費	1 4 5, 9 2 8
	材料費	1 1 3, 8 2 3
	経費	6 1, 8 8 8
	減価償却費	2 8, 7 8 1
	研究研修費	2, 1 6 3

	一般管理費	4, 0 6 4
	その他営業費用	0
	営業外費用	5, 8 4 3
	臨時損失	8 9
	資本支出	5 9, 2 7 4
	建設改良費	2 0, 7 0 0
	償還金	3 8, 5 7 4
	その他資本支出	0
	その他の支出	0
	計	4 2 1, 8 5 3

（注）金額は端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計の数値と内訳を足しあげたものとが一致しない可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中の総額を 1 4 7, 6 8 3 百万円とする。

なお、当該金額は、病院機構の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 8 5 条第 1 項の規定により算定された額とする。

なお、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

(単位：百万円)

区分		金額
収入		3 5 6, 0 8 2
	営業収益	3 5 3, 1 4 3
	医業収益	2 7 5, 0 3 9
	運営費負担金収益	6 7, 1 6 3
	その他営業収益	1 0, 9 4 1
	営業外収益	2, 9 3 9
	運営費負担金収益	1, 4 5 7
	その他営業外収益	1, 4 8 2
臨時利益		0
支出		3 6 1, 3 7 9
	営業費用	3 4 0, 2 9 2
	医業費用	3 3 6, 4 3 6
	給与費	1 4 5, 9 2 8
	材料費	1 0 3, 4 7 6
	経費	5 6, 2 6 2
	減価償却費	2 8, 7 8 1
	研究研修費	1, 9 8 9

	一般管理費	3, 8 5 6
	その他営業費用	0
	営業外費用	2 0, 9 9 8
	臨時損失	8 9
	純損益	△ 5, 2 9 7

(注) 金額は端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計の数値と内訳を足しあげたものとが一致しない可能性がある。

3 資金計画（令和8年度～令和12年度）

(単位：百万円)

区分		金額
資金収入		3 8 6, 0 8 1
	業務活動による収入	3 4 3, 0 9 5
	診療活動による収入	2 7 5, 8 2 8
	運営費負担金による収入	6 4, 5 4 7
	その他の業務活動による収入	2, 7 2 0
	投資活動による収入	1 5, 5 9 5
	運営費負担金による収入	1 5, 2 9 5
	その他の投資活動による収入	3 0 0
	財務活動による収入	2 7, 3 9 1
	長期借入れによる収入	2 7, 3 9 1

	その他の財務活動による収入	0
資金支出		390,254
業務活動による支出		330,980
給与費支出		147,683
材料費支出		113,823
その他の業務活動による支出		69,474
投資活動による支出		20,700
有形固定資産の取得による支出		20,700
その他の投資活動による支出		0
財務活動による支出		38,574
移行前地方債償還債務の償還による支出		16,129
長期借入金の返済による支出		22,445
その他の財務活動による支出		0
次期中期目標期間への繰越金		△4,173

（注）金額は端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計の数値と内訳を足しあげたものとが一致しない可能性がある。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

10,400百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

運営費負担金の受入れの遅延等による一時的な資金不足、想定外の退職者の発生に伴う退職手当等多額の資金需要への対応

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、高度医療を担う人材育成等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 診療料等

病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

区分	金額
診療及び検査	次の各号に定めるところにより算定した額の合計額 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による定め若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準又は健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による基準若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定による基準により算定した額。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるものについては、厚生労働省労働基準局長が定めるところにより算定する。 二 特別病室の使用については、1日につき26,100円の範囲内において理事長が定める額 三 病院が表示する診療時間以外の時間における診察については、診療報酬点数表における時間外加算の所定相当額の範囲

	内において理事長が定める額。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。 四 非紹介患者（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない者をいう。）の初診及び紹介済患者の再診については、厚生労働大臣が定める選定療養に要する費用に相当する額の範囲内において理事長が定める額。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。 五 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第八号の規定により計算した入院期間が１８０日を超えた日以後の入院（同告示第九号に規定する者の入院を除く。）については、同告示第十号に規定する点数に１００分の１５を乗じて得た点数に１０円を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額に相当する額の範囲内において理事長が定める額 六 前各号に規定する算定方法により難いものについては、第一号に規定する算定方法に準じて得た額又は実費相当額として理事長が定める額
身体検査（試験検査を除く。）	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において理事長が定める額
ツベルクリン反応検査及び予防接種	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において理事長が定める額
駐車場	１台につき、１時間までごとに１，０００円の範囲内において理事長が定める額
文書の発行に係る費用	１通につき８，８００円の範囲内において理事長が定める額
その他経費を要するサービス等	実費額等を勘案し、理事長が定める額

2 還付

既納の診療料等は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 減免

理事長は、診療料等の納付について特別の理由があると認めるときは、これを減額し又は免除することができる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

職員一人一人が県立病院としての公的使命を理解し、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、高い倫理観を持って業務運営に当たる。

県民に信頼される県立病院として、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。

埼玉県立精神医療センターについては、将来的な精神科医療ニーズを踏まえ、災害時において精神科医療の提供を可能とする環境整備を含めた建替えの検討を進める。

第58号議案

県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について

令和8年度に県が行う土地改良事業に要する経費について次の表に掲げる市町の負担すべき金額は、当該年度の各事業の事業費のうち当該市町に係る事業費にそれぞれ同表に掲げる負担率を乗じて得た額以内の額とすることについて議決を求める。

事業名	市町名	負担率
かんがい排水事業	本庄市	100分の0.03
	深谷市	100分の9.59
	大里郡寄居町	100分の0.39
ほ場整備事業	さいたま市	100分の25.00
	行田市	100分の6.02
	本庄市	100分の23.00
	鴻巣市	100分の13.99
	深谷市	100分の2.00
	比企郡吉見町	100分の25.00
農地防災事業	秩父市	100分の25.00
	加須市	100分の20.18
	本庄市	100分の25.00
	春日部市	100分の1.08
	深谷市	100分の19.75

事業名	市町名	負担率
	草加市	100分の2.50
	越谷市	100分の10.28
	久喜市	100分の9.15
	八潮市	100分の3.48
	三郷市	100分の0.98
	幸手市	100分の16.59
	日高市	100分の25.00
	吉川市	100分の19.50
	比企郡滑川町	100分の25.00
	比企郡嵐山町	100分の25.00
	比企郡小川町	100分の25.00
	比企郡鳩山町	100分の25.00
	大里郡寄居町	100分の25.00
	北葛飾郡杉戸町	100分の7.25
	北葛飾郡松伏町	100分の5.50
中山間総合整備事業	秩父市	100分の25.00
基幹水利施設管理事業	熊谷市	100分の32.20
	行田市	100分の3.74

事業名	市町名	負担率
	加須市	100分の3.82
	本庄市	100分の12.36
	春日部市	100分の1.58
	羽生市	100分の2.92
	鴻巣市	100分の1.27
	深谷市	100分の23.98
	草加市	100分の0.97
	越谷市	100分の1.48
	久喜市	100分の1.64
	八潮市	100分の0.97
	三郷市	100分の0.97
	幸手市	100分の2.00
	吉川市	100分の2.28
	児玉郡美里町	100分の6.00
	児玉郡神川町	100分の7.80
	児玉郡上里町	100分の9.52
	大里郡寄居町	100分の0.98
	南埼玉郡宮代町	100分の0.97

事業名	市町名	負担率
	北葛飾郡杉戸町	100分の1.80
	北葛飾郡松伏町	100分の1.00

令和8年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

県が行う土地改良事業に要する経費について、関係市町の負担金の額を定めるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、この案を提出するものである。

第 5 9 号議案

農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について

令和 8 年度に県が行う次の表に掲げる事業に要する経費について同表に掲げる市町の負担すべき金額は、当該年度の各事業の事業費のうち当該市町に係る事業費にそれぞれ同表に掲げる負担率を乗じて得た額以内の額とすることについて議決を求める。

事業名	市町名	負担率
農道整備事業	秩父市	100分の25.00
	秩父郡小鹿野町	100分の25.00
かんがい排水事業 (土地改良事業として実施するものを除く。)	川越市	100分の13.19
	熊谷市	100分の24.25
	行田市	100分の0.60
	加須市	100分の25.00
	東松山市	100分の0.98
	春日部市	100分の1.61
	深谷市	100分の10.00
	幸手市	100分の5.47
	比企郡川島町	100分の25.00
	比企郡吉見町	100分の21.95
	北葛飾郡杉戸町	100分の6.94
ほ場整備事業	深谷市	100分の25.00

事業名	市町名	負担率
(土地改良事業として実施するものを除く。)	坂戸市	100分の25.00
	白岡市	100分の25.00
	南埼玉郡宮代町	100分の25.00

令和8年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

県が行う農道整備事業等に要する経費について、関係市町の負担金の額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定により、この案を提出するものである。

第 6 0 号議案

国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の事業費の償還に要する経費の関係市町の負担額について

令和 7 年度に完了する国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の事業費の償還に要する経費について次の表に掲げる市町の負担すべき金額は、当該事業に係る受益市町負担総額にそれぞれ同表に掲げる負担率を乗じて得た額以内の額とすることについて議決を求める。

市 町 名	負 担 率
加 須 市	1 0 0 分の 1 9 . 1
春 日 部 市	1 0 0 分の 7 . 9
羽 生 市	1 0 0 分の 1 4 . 6
草 加 市	1 0 0 分の 1 . 8
越 谷 市	1 0 0 分の 7 . 4
久 喜 市	1 0 0 分の 8 . 2
八 潮 市	1 0 0 分の 1 . 1
三 郷 市	1 0 0 分の 4 . 3
幸 手 市	1 0 0 分の 1 0 . 0
吉 川 市	1 0 0 分の 1 1 . 4
南 埼 玉 郡 宮 代 町	1 0 0 分の 0 . 2
北 葛 飾 郡 杉 戸 町	1 0 0 分の 9 . 0
北 葛 飾 郡 松 伏 町	1 0 0 分の 5 . 0

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の事業費の償還に要する経費について、関係市町の負担金の額を定めるため、土地改良法第 9 0 条第 1 0 項の規定により、この案を提出するものである。

第 6 1 号議案

首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について

県議会平成 1 8 年 2 月定例会で議決された第 6 7 号議案(首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について)に基づいて同意した事業を次のとおり変更することについて議決を求める。

県議会平成 1 8 年 2 月定例会で議決された第 6 7 号議案 3 を次のように改める。

3 料金の額及びその徴収期間

(1) 基本料金の額

1 に記載する高速道路の路線における基本料金の額は、1 回の通行につき、次のとおりとする。

ア 1 キロメートル当たりの料金の額と固定額

(7) 1 キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

車 種 区 分	料 金 の 額
軽自動車等	2 5 . 9 7 7 6 円
普通車	3 2 . 4 7 2 0 円
中型車	3 8 . 9 6 6 4 円
大型車	5 3 . 5 7 8 8 円
特大車	8 9 . 2 9 8 0 円

(注) 「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」の車種区分は、首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定める(以下同じ。)。

(イ) 利用１回に対して課する固定額

１５０円とする。

イ 適用方法

(7) 料金距離

首都高速道路の入口若しくは出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、高速道路以外の道路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの区間を除き、出入口等の相互間の最短経路により算出し、会社が別に定める。

（注）１ 料金距離は、次の原則に従い定めるものとする。

(1) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(2) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

２ 現金車（ＥＴＣ車（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して、無線通信により料金を徴収する自動車という。ただし、無線通信による通行を意図したにもかかわらず、事情により無線通信による通行が不可能となった場合は、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）及びＥＴＣ車以外の自動車であって、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車という。以下同じ。）は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速

道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（会社が別に定める出入口等を利用する場合においては、会社が別に定める距離）を料金距離とし、その距離に応じて料金の額を適用する。

(4) 料金の計算額

車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

料金の計算額＝ $L \times R + F$ （単位 円）

（注）上記の算式において L 、 R 及び F は、それぞれ次の数値を表す。

L 出入口等の相互間の料金距離（単位 キロメートル）

R 1キロメートル当たりの料金の額（単位 円）

F 利用1回に対して課する固定額（単位 円）

(7) 料金調整

a 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間をう回する経路の起点となる途中流出した出口等をB、途中流出後、当該う回する経路の終点となる首都高速道路への再流入した入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出した出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間をう回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めによりう回して通行した事実を示した場合の料金の額について、AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、ア、イ（8）を除く。）若しくはウ又は(2)により算出された料金の額を徴収する。

b 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速

道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項第８号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間をう回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

ウ 消費税等の取扱い及び料金の単位

イ(ⅱ)又は(ⅲ)に定める方法により算出した料金の額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）で定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、その額に１０円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、１０円単位の端数処理を行うことができる。

(2) E T C車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にE T C車以外が進入し通行する場合における料金の額

ア １回当たりの料金の額

(1)にかかわらず、会社が別に定めるE T C車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にE T C車以外が進入した場合において、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は、１回の通行につき１台当たり、下表１のとおりとする。

ただし、３(1)イ(ⅴ)（注）２において会社が別に定める出入口等のうちE T C車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にE T C車以外が進入した場合において、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は、１回の通行につき１台当たり、３(1)イ(ⅴ)（注）２において会社が別に定める距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、３(1)イ(ⅴ)（注）２において会社が別に定める距離を料金距離とした場合の額が下表２に掲げる額に満たない場合は、１回の通行につき１台当たり、下表２の区分に応じた額とする。

表１

車 種 区 分	料 金 の 額
---------	---------

軽自動車等	1 5 7 8 . 7 6 8 円
普通車	1 9 3 5 . 9 6 0 円
中型車	2 2 9 3 . 1 5 2 円
大型車	3 0 9 6 . 8 3 4 円
特大車	5 0 6 1 . 3 9 0 円

表 2

車 種 区 分	料 金 の 額
軽自動車等	2 5 1 . 3 1 2 6 4 円
普通車	2 7 6 . 6 4 0 8 0 円
中型車	3 0 1 . 9 6 8 9 6 円
大型車	3 6 4 . 3 1 5 2 0 円
特大車	4 9 8 . 2 6 2 2 0 円

イ 消費税等の取扱い及び料金の単位

アに定める料金の額に消費税法及び地方税法で定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、その額に 1 0 円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、1 0 円単位の端数処理を行うことができる。

ウ 特例措置

(4)ア(ⅰ)の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、アに定める料金の額にイで定めるところにより、消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額に対して、(4)ア(ⅰ)に定める割引を適用した額を料金の額とする。

(3) 特別の措置

ア 料金距離に応じた料金の額

(1)に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合の料金の額については、(1)にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。

車 種 区 分	料 金 の 額
軽自動車等	2 5 1 . 3 1 2 6 4 円
普通車	2 7 6 . 6 4 0 8 0 円
中型車	3 0 1 . 9 6 8 9 6 円
大型車	3 6 4 . 3 1 5 2 0 円
特大車	4 9 8 . 2 6 2 2 0 円

(注) 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離（3(1)イ(7)(注) 2において会社が別に定める出入口等を利用する場合においては、3(1)イ(7)(注) 2において会社が別に定める距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を算出する。

イ 消費税等の取扱い及び料金の単位

アに定める料金の額に消費税法及び地方税法で定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(4) 基本料金及び特別の措置における割引

ア 割引を適用する自動車及び割引率等

(7) 上限料金の引下げに係る割引については、次のとおりとする。

a 割引を適用する自動車

首都高速道路を通行する自動車とする。

b 割引後の額

(1)に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた額とする。

車 種 区 分	料 金 の 額
軽自動車等	1 5 7 8 . 7 6 8 円
普通車	1 9 3 5 . 9 6 0 円
中型車	2 2 9 3 . 1 5 2 円
大型車	3 0 9 6 . 8 3 4 円
特大車	5 0 6 1 . 3 9 0 円

(i) 障害者割引については、次のとおりとする。

a 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 4 条の規定に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の(a)又は(b)の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項が記載された自動車とする。

(a) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自

動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

- (b) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害のある者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定めるもの（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者若しくはその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）又はこれらの者が自動車を所有していない場合における当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード（会社との契約に基づきETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」という。）が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者が貸与するETCカードをいう。）又はETCパーソナルカード（6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記(a)又は(b)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

b 割引率

50パーセント以下とする。

(㍻) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

a 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで及び川崎市道高速縦貫線のうち大師出入口から川崎浮島ジャンクションまでの区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）までの区間を通行しない場合に限るものとする。

b 割引率等

20パーセントとする。ただし、下表に定める利用区間を通行する場合においては、同表の割引率を適用する。

利 用 区 間	割 引 率
神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線又は川崎市道高速縦貫線における各出入口等から埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線又は埼玉県道高速さいたま戸田線（戸田市美女木1丁目から同市美女木4丁目まで）における各出入口等まで	10%

(㍿) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

a 割引を適用する自動車

E T C車のうちE T Cコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3

会社」という。)が別に定める約款(以下「利用約款」という。)により、3会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて当該契約の相手方に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該契約の相手方から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。)を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

b 割引率

(a) 車両単位割引

E T Cコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表1の割引率を適用する。ただし、令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和13年3月31日までの間は、下表2の割引率を適用する。また、令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和13年3月31日までの間においては、利用した出入口等下表3に掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表4左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額(以下「月間要件通行利用金額」という。)に応じて、下表5の割引率を月間要件通行利用金額に適用する。

表1

月 間 利 用 金 額	割 引 率
5, 0 0 0円以下の部分	0 %
5, 0 0 0円を超え、1 0, 0 0 0円以下の部分	2 %
1 0, 0 0 0円を超え、3 0, 0 0 0円以下の部分	5 %
3 0, 0 0 0円を超え、5 0, 0 0 0円以下の部分	8 %
5 0, 0 0 0円を超える部分	1 2 %

表2

月 間 利 用 金 額	割 引 率
5, 0 0 0円以下の部分	0 %
5, 0 0 0円を超え、1 0, 0 0 0円以下の部分	1 0 %
1 0, 0 0 0円を超え、3 0, 0 0 0円以下の部分	2 0 %
3 0, 0 0 0円を超える部分	2 5 %

表 3

出 入 口 等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表 4

ジ ャ ン ク シ ョ ン	出 入 口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町

辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表 5

月 間 要 件 通 行 利 用 金 額	割 引 率
1 0 , 0 0 0 円以下の部分	0 %
1 0 , 0 0 0 円を超える部分	1 0 %

(b) 契約単位割引

a に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が 1 0 0 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5 千円を超える場合にあっては、当該利用者の(a)に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し 1 0 パーセントの割引率を適用する。

c 実施する期間

b (b)に定める割引は、平成 2 4 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間とする。

(オ) 都心流入割引については、次のとおりとする。

a 割引を適用する自動車

E T C 車とする。

b 割引を適用する料金距離

下表 1 から下表 3 までの左欄に掲げる出入口等からそれぞれ同表の中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が同表の右欄に掲げる料金距離を超える場合には、それぞれ当該料金距離を適用する。

表 1

出 入 口 等	出 入 口 等	料金距離
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田南	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	2 2 . 4 km

表 2

出 入 口 等	出 入 口 等	料金距離
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	2 4 . 1 km

表 3

出 入 口 等	出 入 口 等	料金距離
高速自動車国道常磐自動車道、高速自動車国道東関東自動車道水戸線及び埼玉県道高速足立三郷線との接続部、八潮、八潮南	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	2 2 . 0 km

c 実施する期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間とする。

(カ) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

a 割引を適用する自動車

ETCコーポレートカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）とする。

b 割引率

39パーセント以下とする。

(キ) 深夜割引については、次のとおりとする。

a 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

b 割引率

20パーセントとする。

(ク) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、貸付料の支払に支障のない範囲内において、次のとおり割引を実施することができる。

a 割引を適用する自動車

ETC車とする。

b 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

c 実施する期間

個々の企画割引ごとに適宜設定する。

d 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

e 事前の届出

個々の企画割引ごとに a から d までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

イ 割引を適用する出入口等について

未供用の路線の供用開始等の理由により、ア(㊦) から(㊩) までの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

ウ 割引相互間の適用関係

(㊦) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、(4)に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して(4)に定める他の全ての割引を適用する。

(㊩) 障害者割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引を重複して適用しない。

(㊦) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、E T C 路線バス割引及び深夜割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（E T C 路線バス割引及び大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で基本料金の額、特別の措置又は上限料金の引下げに係る割引後の額の 5 0 パーセントとする。

表 1 重複適用の有無

○…適用あり

×…適用なし

	環 境		—…重複し得ない		
大 口	○	大 口			
流 入	—	○	流 入		
路 バ ス	×	×	×	路 バ ス	
深 夜	○	○	○	○	深 夜

(注) 「環境」、「大口」、「流入」、「路バス」及び「深夜」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、E T C路線バス割引及び深夜割引を指す。

表 2 重複適用の順序

適 用 の 順 序	割 引 の 種 類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引
4	深夜割引
5	E T C路線バス割引又は大口・多頻度割引

エ 消費税等の取扱い並びに割引及び課金後の額の単位

ア(㉗)、(㉘)、(㉙)及び(㉚)に定める割引を適用した額（(㉗)及び(㉘)に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法で定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に 1 0 円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、1 0 円単位の端数処理を行うことができる。

(5) 基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

a 適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

b 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

c 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

d 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

e 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記 a から d までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(6) 料金の徴収期間

平成 18 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 20 日までとする。

(7) 実施期日

(1)ア(ア)、(2)ア（「なお、3(1)イ(ア)（注）2において会社が別に定める距離を料金距離とした場合の額が下表 2 に掲げる額に満たない場合は、1 回の通行につき 1 台当たり、下表 2 の区分に応じた額とする。」の部分並びに表 1 及び表 2 に限る。）、(3)ア及び(4)ア(ア)に掲げる事項は、令和 8 年 10 月 1 日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

令和 8 年 2 月 19 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更について同意したいので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により、この案を提出するものである。

第 6 2 号議案

急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について

令和 8 年度に県が国の交付金等の交付を受けて行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について秩父郡長瀬町及び同郡小鹿野町が負担すべき金額は、令和 8 年度予算で定める当該事業費のうち、それぞれの区域に係る事業費に 2 0 分の 1 を乗じて得た額とすることについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県が国の交付金等の交付を受けて行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について、関係町の負担金の額を定めるため、地方財政法第 2 7 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

第 6 3 号議案

埼玉県文化芸術振興計画の策定について

埼玉県文化芸術振興計画を別紙のとおり策定することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県文化芸術振興計画を策定したいので、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第 2 条第 2 号の規定により、この案を提出するものである。

第 6 4 号議案

埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について

埼玉県農林水産業振興基本計画を別紙のとおり策定することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県農林水産業振興基本計画を策定したいので、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第 2 条第 2 号の規定により、この案を提出するものである。